研究指導 大橋良生 講師

会社更生法と民事再生法の実効性

村井健彦

はじめに

2008 年は、『変』という時代だった。特に、アメリカのリーマンブラザーズの倒産(リーマンショック)により、企業倒産が日本でも各地で相次いだ。

倒産した企業は実際どうなっているのか?倒産した事例の中には、再建に成功した企業もある。その再建に大きく貢献してくれる物は会社更生法と民事再生法という2種類の法律である。この法律を適用して再建できた企業はあるのか。

本研究では、再建した企業と会社更生法と民事再生法の実効性について研究する。

1. 経営破綻とは

1-1. 経営破綻の現状

最近、新聞やニュースなどの報道では、「経営破綻」という言葉が使われることが多い。日常用語で「潰れた」という倒産と同じ意味を表している。企業が倒産(経営破綻)した場合どういう状態を指しているのか。以下の点である。

- ① 銀行取引停止処分を受ける。
- ② 債務超過の状態が続き事実上債務の支払いが不 能の場合。
- ③ 倒産法(会社更生法・民事再生法・破産法・特別清算)を申請している。

以上の3つの点が挙げられる。倒産にいたる原因は、 放漫経営による事業に失敗や過小資本で運転資金の 欠乏、取引倒産による連鎖倒産、販売不振で業績低迷 など様々である。また上記の原因が複合する場合があ る。

1-2. 経営破綻企業のとる行為

経営破綻に陥った企業は自力再生、私的整理及び法 的整理がある。

第一に自力再生は、外部の債務者に迷惑をかけずに、 自力で再建を立て直していくことである。従業員に対し 給与カットや人員整理を行う。業績が回復すれば、給与 水準を元の水準以上に戻すことができる。

第二に私的整理は、会社が自社のリストラ努力だけでは再生の目途が立たず、外部の協力を得なければ再生できないことが明らかになった場合に適用する。債務者と債権者が任意に話し合って解決する。特徴は低コストで迅速な処理ができるメリットがあるが裁判所による監督機能を期待できないため不正が生じやすい。

第三に法的整理には再建型と清算型の 2 種類ある。 再建型には、「会社更生法」と「民事再生法」、清算型に は、「破産法」と「特別清算」がある。企業の選択は破産 を選ぶか、再建を選ぶか。どちらにせよ破産・再建する のかでは大きな違いが生じる。また経営者、債権者、株 主、従業員にも大きな痛手が生じる。

企業が破産(清算)を選択した場合、企業は消滅する。 経営者や債権者、従業員もバラバラになる。

それに対し、企業が再建を選択した場合、新しい管財人か以前の管財人の元で事業を継続しながら債務の弁済をしていく。時間・費用はかかるが、企業再建をできる。 それに伴い、上場した企業もある。

1-3. 再建型法律の実効性

再建型である会社更生法と民事再生法がある。これらの法律の区別・紹介は第2章にて取り扱う。会社更生法と民事再生法を適用して再建できた企業はあるのか。

法的整理の再建型の法律申請したものの経営再建を 断念して、破産に移った例や会社と合併したりする。破 産があっても法律を申請して再建できた事例もある。

本研究では会社更生法と民事再生法により再建した企業を調査する。

2. 法律の概要

2-1. 再建型法律の比較

再建型法律には、会社更生法と民事再生法がある。会社更生法の誕生背景は、1949年にドッジライン政策という戦後のインフレの終わりから、景気後退→不況→倒産続出の状態に立ち至り法務府が当時進駐していた連合軍総司令部の知恵を借りた。米国の破産予防制度の会社更生法案要網を3年がかりでまとめあげ、倒産会社を積極的に更生させていくという前向きの制度をつくりあげ、1952年に施行された。2003年に民事再生法に対抗するため改正会社更生法が施行された。

一方、民事再生法は、再建手続きとして従来使われていた和議手続きをベースとして、これに変わるものとして立法された。2000年に施行された。元々和議法は1922年に施行された法律。「再建」には程遠い法律だった。和議法を申請しても破産に移行するケースが多く、再建できた形跡は見ない。そんな欠点が目立ったのか、和議法は廃止された。

2-2. 再建型法律適用により期待される効果

初めに会社更生法は、倒産した株式会社について、 事業の維持更生を図る手続きで、更生手続きの流れは、 まず申し立てた時点で、管財人(新経営者)が選任され、 旧経営者は権限を失う。管財人が事業を継続しながら 企業の財産などを調査する。そして裁判所は管財人からの報告を受け、企業に再建の見込みがあると判断す れば会社更生法の手続きは開始される。第1回関係人 集会にて財産状況や更生手続きに必要な事項を報告 する。

その後債務返済のための更生計画を作成し、裁判所

に提出。提出後裁判所から第2・3回の関係人集会を開催。第2回では更生計画内容が説明され、第3回では 更生計画案に賛成するかどうかの採決を取る。可決後は、裁判所の監督の下に債務の弁済が行われる。更生 手続き終了は以下の通りになる。

- (1) 更生手続が認可決定に至らず中途で終了。例として、 会社更生の申立の棄却決定の確定。更生手続開始決 定取消し決定の確定。更生計画不認可決定の確定。
- (2) 更生計画認可決定が確定し更生計画が遂行されて終了する。
- (3)弁済終了することが確実と裁判所が認められたときは、裁判所から終結決定がなされ、更生手続きは終了される。

会社更生計画とは

更生計画とは、従来の経営陣に対する経営権委譲や、 組織変更行為更生のためも必要な事項に関する条項 を定めることができるが必ず定めなければならない条項 がある。

- (1) 全部か一部の更生債権者、更生担保権者または 株主の権利の変更
- (2) 更生会社の取締役。執行役など。
- (3)共益債権の弁済方法。
- (4)弁済資金の調達方法。
- (5)超過収益金の使途等。

更生計画案が出来たら開始決定の日から1年以内に、 計画案を裁判所に提出しなければならない。

更生計画の可決要件は、議決権総額の2分の1が必要となる。(更生担保権者の場合は4分の3以上の同意。)

次に民事再生法は、倒産した企業について事業の維持更生を図る法律手続きである。再生手続きの流れは、再生原因が認められたとき再生手続き開始が決定される。これにより、他の法的整理の申したてが禁じられる。再生債権の調査するための期間が設けられる。ただし届出を怠った場合、債権が執行し、弁済が受けられなくなってしまう。その後、再生計画案を作成し、いくらの債務を免除してもらうなど裁判所に提出。再生計画を債権者集会で決議する。決議されたら再生債務者は再生計画に従って、内容を遂行する。もし再生計画を実現できない場合計画変更や計画の取り消しによる破産手続きに移行が行われる。

再生手続きの終結は再生計画が遂行されたとき、または再生計画の決定が確定した後3年が経過したとき、 再生手続き終結を決定することができる。ただし3年を 経過しないでもある程度の再生計画の遂行が見込まれ、 監督を続ける必要がなくなれば、終結の決定をすること ができる。

民事再生計画とは

再生計画とは、今後どのような事業を行っていくという 事業計画、いくらの債務を免除してもらい、残額につい てどのように弁済を行っていくのかという弁済計画から 成り立っている。再生計画の実現可能性を吟味して、監 督委員が認可相当か否かの意見書を作成し、裁判所に 提出する。

再生計画案の可決要件は議決総権額の2分の1以上 の同意とされている。可決された場合、再生計画が認可 される。

最後に共通していることだか、法的整理を申請すると、 裁判所が手続きに関与するので予納金などの費用が発生したり、手続規定を逐一遵守する必要が生じたりもする。また法的手続きを行っていることが公知となり、世間からマイナスイメージを植えつけられやすいといった一面もある。

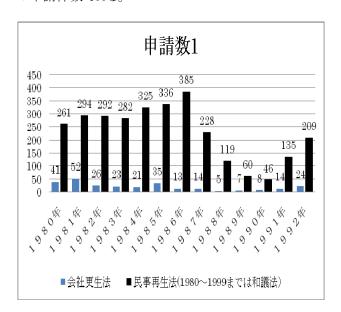
(表 1)会社更生法と民事再生法の特徴

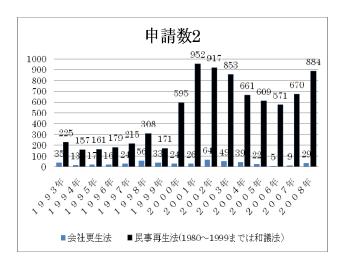
	会社更生法	民事再生法
対象	株式会社のみ	誰にでも(学校・組合等) 申請可能
時期	倒産前に 申請できる	倒産前に申請できる
経営権	新しい経営者 が担う	経営者は旧経営者か 新しい経営者が担える
担保権	担保権の拘束	担保権の実行が可能
増減資	更生計画で 可能で 100% 減資が原則	再生計画で可能で 100%減資可能

(脚注) 高木新二郎『事業再生』より作成。

2-3.効果測定した研究の結果

会社更生法と民事再生法を申請して以下のグラフは、 1980 年~2008 年の申請した会社更生法と民事再生法 の申請件数である。





(出所)帝国データバンク「全国企業倒産集計」及びフランク・バッカー=マーク・ライザー「日本における経営破綻処理のメカニズム」より作成。

たった一年間で会社更生法は最高 64 件、民事再生 法は最高 952 件も申請されている。下記は、会社更生 法と民事再生法の法律の平均値を表である。

	会社更生法	民事再生法(1980~1999 まで は和議法)
平均	24.3	401.2

3.実態調査の概要と研究

3-1.調査の概要

調査の概要は、会社更生法と民事再生法を申請して、 更生手続きと再生手続きが完了した会社を対象とする。 以下がその通りである。

会社更生法の手続き完了した企業数	40
民事再生法の手続き完了企業数	39

会社更生法の合計 744 件、民事再生法の合計 11,100 件である。それに対する再建できるかの割合は 以下の表となる。

再建比率(会社更生法)	5.4%
再建比率(民事再生法)	0.4%

3-2.分析の概要

分析の対象は、安全性と収益性を使用して、企業の 経営分析を見てみる。

安全性分析は、財務分析の方法の一つであって、企業の財務上の支払能力を測定するものである。企業が事業活動を継続してゆくためには、収益性の向上のみでは足りず、個々の債務の支払時点において支払能力を有することが欠かせない。安全性分析は、このような企業の財務上の支払能力を測定するものといえる。収益性分析は、財務分析の分野の一つで企業がどれほどの利益を獲得しているかを分析するものである。企業の財務諸表のデータを用いて、その企業がどれほどの利益を獲得しているかを分析するものである。企業が提供

する商品またはサービスの競争力、販売活動、財務活動を含めた、企業の総合的な収益力を判定する根拠になる。

安全性分析に使われる自己資本比率・流動比率・固定比率を紹介しよう。自己資本比率は、経営の安定度をみる指標で安定性を判断するときの基本指標として広く用いられ、高いほど経営は安定している。

流動比率は返済資源の期限となる流動資産がどの 程度あるかを示す比率で、流動負債の短期支払い能力 をみる指標。一般に200%以上が望ましい。

固定比率は長期保有の固定資産がどれくらい自己 資本で賄われているかを示す比率で、長期投資の健全 性をみる指標。一般に100%以下が望ましい。

収益性分析に使われる総資本経常利益率・売上高経常利益率・売上高総利益率・ROE・ROAを紹介しよう。総資本経常利益率は経常的な利益獲得力を示すので、会社の収益力を判定するときの基本指標として広く用いられる。総資本の運用効率がわかり、経営の効率を検討することができる。

売上高経常利益率は会社の事業活動を総括し、会 社の事業力と利益体質が分かる。

売上高総利益率は会社の稼ぐ力を知る指標。これを 把握する狙いは会社の儲ける力を知ること。

ROE(自己資本利益率)は企業が、一年間を通じて、 株主の投資額に比較してどれだけ効率的に利益を獲 得したかを判断するのに用いられる指標。

ROA(総資産利益率)は経営資源である総資産を如何に効率的に活用して利益に結びつけているかを示している。

4.手続き完了企業の財務分析

調査の対象は、手続き完了した企業の事例がある。 ここでは2つの実例を紹介しよう。

企業名:マックスバリュー東海株式会社

業種:スーパーマーケット

申請した法律:会社更生法

マックスバリュー東海の前進でもあるヤオハンは 1929年に八百屋として創業し、半世紀の間に巨大小売流通チェーンとして発展した。海外出展も果たした。しかし、1997年に多額の負債額を抱え、会社更生法を申請し倒産。海外に移転していた国外事業は清算・解体となった。2002年には、会社名を「マックスバリュー東海」に商号を変更し、会社更生手続きも終結。2004年にヤオハン倒産以来東京証券取引所第二部に再上場を果たした。

会社更生計画は、(1)更生計画に基づき株式会社アイ・エム・ジャパンを吸収合併。(2)旧株が100%減資され、同新株増資により資本金5億円のジャスコ株式会社の100%子会社となる。(3)店舗数の削減。さらに日用品や衣料品の販売の中止、従業員の削減を行った。(4)決算期を3月31日から2月末日に変更である。

安全性	2003年	2004年	2005 年
自己資本比率	65.83%	65.48%	71.78%
流動比率	287.03%	312.20%	388.91%
固定比率	52.42%	41.90%	24.04%

収益性	2003年	2004年	2005年
総資本経常利益率	9.16%	9.65%	8.23%
売上高経常利益率	7.13%	7.63%	6.73%
売上高総利益率	28.16%	26.06%	24.10%
自己資本利益率	10.40%	12.20%	11.20%
総資産純利益率	6.86%	8.01%	8.07%

(出所)本文と数値は会社の HP の決算広告と沿 革から。数値は自己算出。

分析:流動比率はかなり高い。固定資比率は低く自己 資本でまかなわれていないが、自己資本が高いので安 定した経営をしている。収益性は、減少しているが、 年々総資産純利益率は増加している。

企業名:株式会社かわでん

業種:電器販売店

申請した法律:民事再生法

かわでんは、配電制御設備を製造している電気機器メーカーである。旧社名は川崎電気で本社は山形県に在住。1962年に、山形県に本社を置く企業として初上場企業となった。2000年に民事再生法を申請した。2002年には、再生手続きが終結。2004年には、商号を「川崎電気」から「かわでん」に変更。同年、ジャスダック取引所に上場。

民事再生計画は、(1)100%減資。(2)18 億円の第三 者割当増資。(3)銀行より3500万円を借入れ、各債権者 に対して、再生計画の定めるすべての弁済を行うであ る。

安全性	2004年	2005年	2006年
自己資本比率	69.00%	72.47%	74.04%
流動比率	137.98%	207.18%	222.61%
固定比率	99.61%	79.67%	79.10%

収益性	2004年	2005年	2006年
総資本経常利益率	10.35%	9.37%	9.77%
売上高経常利益率	4.81%	4.75%	4.58%
売上高総利益率	30.35%	30.01%	30.09%
自己資本利益率	24.97%	10.56%	9.41%
総資産純利益率	17.23%	7.65%	6.97%

(出所)本文の内容は会社の HP の沿革。 数値は EDINET から抜粋し計算。

分析:流動比率は余所に高くなり、固定比率は資金繰り に悩まされるが、自己資本が高いので安定した経営をし ている。収益性は減少している。

5.法的手続きの実効性のまとめ 5-1.実行性のまとめ

倒産して再建手法として使われている会社更生法と 民事再生法は、申請すればマイナスのイメージをうえつ けられるが、新しくスタートを切った企業や再上場を果 たした企業もある。更生計画の作成や集会などで時間 はかかるが、企業の負債を弁済したり、新しい経営者が 改善をしたり、企業がスポンサーになったり、弁護士が 携わるなど役に立っている。その結果、1980年から 2008年までの調査機関で、約80社が再建に成功して いる。今後も倒産した企業には心強い味方になってくれ るだろう。

5-2.今後の展望

しかし高木(2006)の主張を見ると会社更生法と民事 再生法を比較してみるとさほど大きな違いがない制度に なっている。果たして併存させる必要があるのだろうか。 再建手続き申し立てに当たりそのいずれかを選択しな ければならないが、常にその選択が正しかったとは言い 切れないこともある。会社更生法と民事再生法の今後の 運用を見ながらさほど遠くない将来において双方の長 所を活かしつつさまざまな事態に柔軟な対応が可能な 制度を可能とするために両方を統合する方向での検討 が開始されることが期待されるだろう。

主要参考文献·URL

- 熊谷勝行『企業倒産』平凡社, 1999年.
- 白田佳子『企業倒産予知モデル』中央経済社, 2003 年.
- 高木新二郎『事業再生』岩波新書, 2006年.
- 玉置栄一『企業再生なるほど Q&A』中央経済社、 2003 年。
- 帝国データバンク情報部『倒産情報』,講談 社,2001年.
- フランク・バッカー=マーク・ライザー,「日本における経営破綻処理のメカニズム」,大蔵省財政金融研究所フィナンシャル・レヴュー1993年6月.
- 正岡光宏『初めて学ぶ財務諸表分析』,同文舘 2007年.
- 村田英幸『だれでもわかる倒産・再生の基礎知識~倒産は怖くない~』, 花伝社 2003 年.
- 村田英幸『破産か再生か―中小企業のための 民事再生法活用の手引き―』, 花伝社 2002 年.
- 安田三洋『倒産法がよくわかる辞典」,大泉書店 2003年.
- 企業情報 wikihttp://www4.atwiki.jp/sysd/
- 帝国データバンク「全国企業倒産集計」 http://www.tdb.co.jp/report/tosan/syukei